

一体的に行うことが合理的と認められる場合

なお、相当規模の開発行為の場合で建築物の建築又は建設を急ぐ場合は、「工区」を設定し、工区毎に完了届けを提出することが運用上望ましいものとされています。

## (2) 申請書及び添付書類

法第37条ただし書き承認に係わる様式一覧			
順序	図表の名称	縮尺	説明
1	工事完了公告以前の建築等承認申請書	—	○県規制規則別記様式12号 (256頁)
2	承認を受けようとする理由書	—	○前記1に該当する理由
3	誓約書	—	○都市計画法及び建築基準法上の諸手続が完了するまで、建築物を使用しない旨の誓約
4	敷地位置区域図	1/2,500 以上	○敷地の位置を表したもの
5	建物配置図	1/500 以上	(1)敷地の現況を示したもの (2)各建物等の配置及び特に今回申請を要する部分の表示
6	各階平面図及び二面以上の立面図	1/200 以上	○承認を必要とする建物の平面及び立面図
7	建築物基礎及び宅造工事関連詳細図	1/50 以上	○申請理由となった建物関連の工事部分詳細図
8	現況写真	—	○手札型2葉以上を申請直前に写したもの
9	工程表	—	
10	その他	—	